

津 市 公 報		号外 平成 2 5 年 7 月 16 日
目 次		
公告 土地区画整理法第 7 7 条第 4 項及び第 5 項に規定される公告		
※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。		

下記に記載する建築物等については、津都市計画事業津駅前北部土地区画整理事業の施行のため除却を必要としているが、その所有者の相続人のうち下記の者を確知することができないので、土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）第７７条第４項及び第５項並びに土地区画整理法施行令（昭和３０年政令第４７号）第７２条第１項の規定により、書類の送付に代えて次のとおり公告する。

平成２５年７月１６日

津都市計画事業津駅前北部土地区画整理事業

施行者 津市

代表者 津市長 前葉 泰幸

記

１ 確知することができない相続人

本籍 ○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○ ○○○

生年月日 ○○○○○○○○○○○○

死亡年月日 ○○○○○○○○○○○○

上記相続人

二男 住所・氏名・生年月日不詳

三男 住所・氏名・生年月日不詳

２ 建築物等の表示

津市栄町四丁目１２７番地及び１２９番地

木造日本瓦葺平家建店舗併用住宅 １棟

木造スレート葺平家建便所 １棟

木造スレート葺平家建浴室 １棟

その他工作物及び竹木土石等

（備考）

上記建築物の建物登記簿上の表示

津市栄町四丁目１２７番地

家屋番号 １２７番

木造瓦葺平家建店舗 １棟

附属建物

木造瓦葺平家建居宅 1 棟

木造瓦葺平家建井戸 1 棟

木造瓦葺平家建物置 1 棟

木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建物置 1 棟

3 通知内容

除却期限 平成 2 5 年 1 0 月 3 1 日

摘要

当該建築物等は、除却期限後は施行者において除却する。なお、当該建築物等の所有者は、期限までに自ら除却する意思の有無を施行者に回答されたい。

回答先

津市都市計画部津駅前北部土地区画整理事務所

住所 津市上浜町一丁目 3 9 番地 2

電話 0 5 9 - 2 2 2 - 9 5 1 7